

八尾市立曙川中学校 部活動に関する活動方針

令和7年4月2日

校長 山下 欣春

1 部活動の目的

- (1) 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われるものである。
- (2) 体力や技能・技術の向上を図る目的以外にも、生徒指導の一環としての側面や、異年齢との交流の中で生徒同士や教職員との信頼関係を築くなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な意義は大きいものである。
- (3) 学校部活動に参加することに楽しみを見出すことで、学校生活を豊かで充実したものとするのができ、学校部活動で評価されることは自己肯定感を高めることにもつながるものである。

2 部活動の運営

(1) 設置している部活動

【運動部】 サッカー部 軟式野球部 卓球部 水泳部 野外活動部 陸上部 バスケットボール部
女子バドミントン部 女子バレーボール部 女子テニス部
【文化部】 音楽部 美術部

(2) 活動計画

- ・部活動顧問は年間活動計画及び月別活動計画を作成し、計画的な活動を行います。
- ・月別活動計画には活動時間帯を記載します。
- *それぞれの時期による最終下校時刻はつぎのとおりです。

3月～文化祭前日…18時

文化祭当日～ 2月…17時30分

*水泳部は6・7月、最大18時30分まで活動することがあります。

(3) 休養日の設定

- ・学期中は、原則週あたり2日以上以上の休養日を設けます。(平日は少なくとも1日土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします。)
- ・大会、発表会、展示会等への参加やそれにおけた練習等により、休養日を設けることができない場合は、休養日を当月中に振り替えます。やむをえず、当月内で振り替えることができない場合は、前月または翌月で休養日を設けます。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じて行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。

(4) 活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の土曜日及び日曜日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動に努めます。(準備や片付け等は活動時間に含みません。)

3 活動上の留意点

- (1) 生徒の心身における健康管理及び事故防止の徹底
- (2) 生徒の運動・文化芸術等の能力向上や生涯を通じてスポーツや文化芸術に親しむ基礎を培うこと及び専門的知見者との連携・協力
- (3) 体罰やハラスメントの根絶の徹底
- (4) 大阪府及び八尾市の指針に準じた熱中症事故の予防
- (5) 各部活動の活動方針・活動計画の周知

4 その他

(1) 参考資料

- ア 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁令和4年12月)
- イ 大阪府における部活動等の在り方に関する方針(大阪府教育委員会令和5年8月)
- ウ 八尾市における部活動等のあり方に関する方針(八尾市教育委員会令和6年1月)